

6 医療観察事件

(注) 平成17年は、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」が施行された7月15日以降の数値である。

§ 1 医療観察処遇事件－地方裁判所

年 次	新 受	うち 回付に よる受理	既 済	うち 終局事由 が回付	未 済
平成 17 年	168	25	106	25	62
20	1,302	88	1,300	89	197
25	1,895	79	1,872	84	273
27	2,016	76	2,026	77	270
28	1,886	71	1,872	73	284
29	2,005	90	1,973	90	316
30	1,887	67	1,927	72	276
令和 元 年	1,861	55	1,820	53	317
2	1,909	59	1,881	61	345
3	1,965	60	1,963	57	347
4	2,015	74	2,029	72	333
5	1,962	67	1,957	60	338
6	1,871	63	1,862	56	347

§ 2 医療観察処遇事件の受理区分別新受、既済、未済人員数－地方裁判所（令和6年）

受 理 区 分			受 理	旧 受	新 受	うち 回付に よる受理	既 済	うち 終局事由 が回付	未 済
総 数			2,209	338	1,871	63	1,862	56	347
入院・通院 の申立て	33条 1項	2条2項1号	378	71	307	58	314	52	64
		2条2項2号	18	2	16	3	15	3	3
退院・入院 継続の申立て	49条	1 項 (退院許可)	288	50	238	-	233	-	55
		2 項 (入院継続)	1,291	174	1,117	-	1,120	-	171
	50条	退 院 許 可	91	14	77	2	69	1	22
		医 療 終 了	44	10	34	-	31	-	13
処遇終了・ 通院期間延長 の申立て	54条	1 項 (医 療 終 了)	75	12	63	-	59	-	16
		2 項 (通院期間延長)	12	3	9	-	12	-	-
	55条	医 療 終 了	6	1	5	-	4	-	2
再入院等 の申立て	59条	1 項、2 項	6	1	5	-	5	-	1

§ 3 医療観察処遇事件の終局総人員－終局区分別－地方裁判所

年次	終局総人員	終 局 区 分															抗 告	
		入院・通院（33条1項）					退院・入院継続 （49条又は50条）			処遇終了・ 通院期間 延長（54条 又は55条）		再入院等 （59条）			却 下 （申 立 て 不 適 法 の み）	移 送 ・ そ の 他		取 下 げ
		42条1項			40条1項 （却下）		51条1項			56条1項		61条						
		1号	2号	3号	1号	2号	1号	2号	3号	1号	2号	1項 1号	1項 2号	1項 3号				
		入 院	通 院	医 療 を 行 わ な い 旨 の 決 定	対 象 行 為 を 行 っ て い な い	心 神 喪 失 者 等 で は な い	入 院 継 続 確 認 等	退 院 許 可	医 療 終 了	通 院 期 間 延 長 決 定 等	医 療 終 了	入 院	棄 却 （ 3 項 の 場 合 も 含 む ）	処 遇 終 了				
平成 17 年	80	49	19	7	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	16
20	1,198	257	62	68	1	13	583	115	27	1	38	2	1	1	7	16	6	81
25	1,746	267	39	59	-	14	1,036	166	34	26	51	9	-	-	1	39	6	127
27	1,916	253	33	46	1	6	1,141	257	45	20	65	7	-	-	5	29	9	110
28	1,769	237	36	50	1	13	1,054	210	37	14	75	7	2	-	4	20	9	96
29	1,851	268	32	48	-	5	1,121	208	40	16	84	6	2	-	2	19	-	125
30	1,810	242	25	41	-	11	1,093	243	28	15	71	5	2	-	2	22	11	120
令和 元年	1,715	213	23	37	2	7	1,095	183	29	21	71	8	1	1	2	19	3	96
2	1,773	236	33	31	1	7	1,150	172	28	17	64	6	1	-	1	22	4	121
3	1,857	238	24	37	-	9	1,209	192	34	16	59	8	1	-	1	22	7	117
4	1,909	248	24	37	1	3	1,244	206	36	9	53	10	1	-	3	28	6	125
5	1,839	199	15	33	1	6	1,211	227	40	16	59	5	1	-	5	21	1	105
6	1,752	235	6	27	1	5	1,126	211	28	14	59	4	-	1	10	20	5	111

（注）1 実人員である。

2 終局区分別終局人員は、1人の対象者につき複数の終局区分で終局した場合は、それぞれの区分に計上している。